

## 女性の放射線業務従事者に対する線量限度・測定頻度 （「妊婦である放射線業務従事者に対する線量限度」を含む）に関する 今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ

令和元年 12 月 11 日  
放射線審議会

### 経緯

ICRP2007 年勧告（女性の放射線業務従事者に対する線量限度・測定頻度、妊婦である放射線業務従事者に対する線量限度）の国内制度の取入れについては、第 140 回総会では国内制度に取り入れるかどうかの検討の前に必要なヒアリング等の取組について整理し、第 141 回総会では中間的な取りまとめを目指して医療関連の団体へのヒアリング等を実施する方針を確認し、第 144 回総会では関係法令の現状を整理するとともに医療関連団体等へのアンケート結果等に基づき審議を行い、第 145 回総会では労働団体等の意見書の取りまとめ結果の報告や労働安全衛生法や人事院規則の関係省庁等からの法令の説明等を受け今後の審議の進め方に関する審議を行い、第 146 回総会では中間的な取りまとめ（案）について審議を行った。

### 基本的な考え方と今後の取組方針

これまでの審議内容を踏まえ、以下の基本的な考え方と今後の取組方針に沿って、必要な調査等を推進していくこととする。

1. 3 月間につき 5 ミリシーベルトとされている女性の職業被ばくの線量限度について
- ICRP 等の国際機関のコンセンサスとして、胎児を公衆の観点で防護することとなっており、職業被ばくの管理目的のために男女で線量限度を区別する特別な理由はないとされている。放射線審議会としては、胎児の防護という観点に加え、男女の働く権利の均等化の観点から、日本の法令における男女の線量限度の斉一化について審議してきた。
  - これまでの放射線審議会では、ICRP 勧告や海外制度との調和を図るべきであること、発電所に勤務する女性の放射線業務従事者の中には、女性に特化した線量限度が存在することにより職域を狭められると考えている人も一定程度存在すること等を理由に、女性の線量限度を男性と同じにすべきとの意見が多い。
  - 一方、実際に放射線業務に従事している現場の意見を尊重すべきとの委員の意見があり、これまでに確認された現場の意見では、特に医療分野のうち看護領域において女性特有の線量限度が必要であるとする意見が多数を占めており、また、当該線量限度があることで安心するとの意見も多い。さらに、意見を表明した労働団体等からは、男女斉一化に異論がないとする団体がある一方で、「現行の基準を維持すべき」とする旨の要望が二つの団体からあった。また、女性の放射線業務従事者を対象とするアンケートにおいて、現行の規準を必要とする旨の意見が多数派だったとする結果が報告されている。
  - これらの状況を勘案すると、現時点で一律に女性の線量限度を男性と同じにした場合、放射線業務従事者の理解が得られず、放射線業務の現場が混乱することが想定されるため、男女の線量限度の斉一化については、現時点で直ちに判断を行うことは難しい。

- 男女の線量限度の斉一化を行うにあたっては、①個人線量管理の徹底状況、②男女斉一化に係る社会的要請、の二点について確認する必要がある。そのため、放射線審議会としては、①に関する関係機関の取組を注視するとともに、②については、必要に応じて労働団体等の意見を把握することとし、関係機関の取組等に一定の目処がついた段階で、男女の線量限度の斉一化について検討を進めることとする。
- 将来的に男女の線量限度が斉一化される際には、「法令上は、妊娠に気づかない時期の女性作業者が 50mSv まで被ばくすることが起こりうることとなり、胎児が一般公衆の防護基準を大きく超えて被ばくするおそれを否定できない」とした、ICRP 1990 年勧告の取り入れについての意見具申で採用した考え方をどのように改めるかについても、国際的な基準の背景や科学的・社会的な観点から整理が必要である。
- 現時点では、男女の線量限度の斉一化について判断できる状況が整うまでの間、関係行政機関に対し以下の趣旨のメッセージを発出していくことが必要である。

- －放射線審議会としては、引き続き、放射線業務従事者本人の意思を尊重して、柔軟に対応できるように、妊娠の意思のない旨を事業者申し出た者について、男性と同じ線量限度が適用されるべきと考えること
- －男性と同じ線量限度を適用するにあたり、医師の診断を必要とする法令を所管する関係行政機関においては、女性の放射線業務従事者の職域を狭めていないかどうかという観点から、現行の対応が合理的であることについて、理解を得るよう努めることが望ましいこと
- －放射線業務従事者による妊娠等の申出の際には、線量管理を徹底するとともに、申出がしやすい職場環境作りが重要であること、当然のことながら申出によって従事者のプライバシーを侵害したり性差別と受け取られたりしないような配慮が求められること
- －放射線業務従事者の線量管理は、放射線障害の防止の根幹であり、放射線業務従事者及び事業者に対して、関係省庁が注意喚起を行うとともに、線量管理の重要性に係る教育訓練や線量評価結果の個人への交付、複数の事業者に登録されている放射線業務従事者の線量管理等、事業者が行うべき線量管理の役割を周知すること

## 2. 妊娠中の女性の線量限度について

- 現行法令の基となっている ICRP1990 年勧告では、妊娠中の女性の線量限度が「腹部表面の等価線量」として定められており、防護量の概念として奇異なものとなっていることから、理念的には ICRP2007 年勧告のとおり胚／胎児に対する防護量として線量限度を定義すべきである。
- ただし、現行法令に基づく運用でも胚／胎児が一般公衆よりも著しく被ばくしているとは考えられないことを踏まえれば、早急に現行規定の改正が求められる状況とまではいえないため、関係する技術的基準の改正にあわせて対応することが適当である。
- 胚／胎児に対する防護量に対応する実用量についても併せて提示しなければ現場が混乱する、現行基準値と勧告の数値の関係性を整理する必要があるとの意見があったことを踏まえ、今後、妊娠中の女性の線量限度を円滑に、かつ齊一的に改正するために、原子力規制庁において、例えば放射線安全規制研究戦略的推進事業費などを活用し、日本保健物理学会のガイドラインを参考にしつつ、現行基準値と勧告の数値の関係性の整理や関係法令ごとに円滑な改正が可能な時期などについて検討することを期待する。

### 3. 現行法令の規定の考え方について

- 放射線障害防止の技術的基準について、法令間で異なる表現及び考え方があることについては、第140回総会（平成30年3月2日）資料140-2号「ICRP2007年勧告の国内制度等への取入れの進め方について」において「『放射線防護の基本的考え方』が取りまとめられたところであり、諮問の際に表現等の斉一化を実現するとともに、原子力規制庁が放射線審議会の事務局の機能を果たす中で、関係行政機関に対して理解の促進につとめていく」との方針を確認した。
- 女性の線量限度に関しては、①女性の線量限度から除外される（男性と同様の線量限度が適用される）対象、②妊娠中の線量限度の適用期間、③測定結果に基づく実効線量等の算定・記録の頻度について、法令間で異なる考え方が存在しており、審議の過程で一部の委員から用語の表現も含めて法令間で統一すべきとの意見があった。
- このような考え方や表現の違いについて、引き続き、上述の方針に沿って、原子力規制庁が関係行政機関に対して理解の促進に努めていくべきである。
- なお、法令間で考え方が異なっていることについては、一つの法令の中で放射線障害防止に関する規定とそれ以外の規定で統一を図るという観点、各府省内で所管法令間での統一を図るといった観点もまた重要であることから、そのような観点も踏まえて表現等の斉一化を図ることとする。